

令和 5 年第 2 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 5 年 6 月 2 日 開会

令和 5 年 6 月 6 日 閉会

九十九里町議会

令和5年第2回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (6月2日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	10
荒 木 かすみ 君	10
善 塔 道 代 君	23
谷 川 優 子 君	37
○休会の件	50
○散会の宣告	50

第 2 号 (6月6日)

○議事日程	51
○出席議員	52
○欠席議員	52
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	52

○職務のため出席した者の職氏名	5 3
○開議の宣告	5 4
○議事日程の報告	5 4
○諸般の報告	5 4
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
・議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
・議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
・議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
・議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
・議案第 5 号 令和 5 年度九十九里町一般会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
・議案第 6 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
・議案第 7 号 財産の取得について	
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
・議案第 8 号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
・議案第 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○報告第 1 号の上程、説明	6 3
・報告第 1 号 令和 4 年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
○報告第 2 号の上程、説明	6 3
・報告第 2 号 令和 4 年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	

○報告第 3 号の上程、説明	6 4
・報告第 3 号 令和 4 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告 について	
○報告第 4 号の上程、説明	6 4
・報告第 4 号 令和 4 年度九十九里町ガス事業会計予算繰越計算書の報告について	
○議員派遣の件	6 4
○請願第 1 号及び請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
・請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請 願書	
・請願第 2 号 「国における 2 0 2 4 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関 する請願書	
○日程の追加	6 6
○発議第 1 号及び発議第 2 号の上程、説明、採決	6 7
・発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
・発議第 2 号 国における 2 0 2 4 年度教育予算拡充に関する意見書について	
○陳情第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
・陳情第 1 号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書	
○議会改革推進特別委員会最終報告について	7 1
○病院運営改革特別委員会最終報告について	7 2
○日程の追加	7 3
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
・議案第 1 0 号 令和 5 年度九十九里町一般会計補正予算（第 4 号）	
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
・議案第 1 1 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○閉会の宣告	7 9
○署名議員	8 1

令和5年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月10日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和5年6月2日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和5年第2回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月2日（金曜日）

令和5年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月2日（金）午前9時33分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件

出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 西村みほ君 | 2番 | 小川浩安君 |
| 3番 | 原田教光君 | 4番 | 鎗田貴俊君 |
| 5番 | 中村義則君 | 6番 | 古川徹君 |
| 7番 | 浅岡厚君 | 8番 | 荒木かすみ君 |
| 9番 | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君 |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大矢吉明君 | 教育長 | 藤代賢司君 |
| 総務課長 | 篠崎英行君 | 企画政策課長 | 羽斗伸一君 |
| 財政課長 | 鈴木桂君 | 税務課長 | 川島常嗣君 |
| 住民課長 | 鵜澤康子君 | 健康福祉課長 | 鶴岡正美君 |

社会福祉課長	古川紀行君	農林水産課長	篠崎肇君
商工観光課長	古関保君	まちづくり課長	作田延保君
会計管理者	小森克彦君	ガス課長	山口義則君
教育委員会 事務局 局長	鍵田貴賜君	教育委員会 事務局 主幹	足立康幸君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	木原隆行君	書 記	鈴木克奈君
--------	-------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時33分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和5年第2回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（古川 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7番 浅 岡 厚 君

13番 谷 川 優 子 君

を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（古川 徹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6日までの5日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6日までの5日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第9号、報告第1号から報告第4号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理された請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表

のとおり、文教民生常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。

また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知があった者は次のとおりです。

教育長、藤代賢司君。総務課長、篠崎英行君。企画政策課長、羽斗伸一君。財政課長、鈴木桂君。税務課長、川島常嗣君。住民課長、鶴澤康子君。健康福祉課長、鶴岡正美君。社会福祉課長、古川紀行君。農林水産課長、篠崎肇君。商工観光課長、古関保君。まちづくり課長、作田延保君。会計管理者、小森克彦君。ガス課長、山口義則君。教育委員会事務局長、鐘田貴賜君。教育委員会事務局主幹、足立康幸君であります。

また、会議録調製のため、議会事務局前任者であります総務課、大原真弓君の出席を許可いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（古川 徹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 皆さんおはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和5年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

このほど春の叙勲が発令され、本町からは、元宮内庁管理部車馬課長の萩原一彦様、元千葉県保健福祉局長の古川光一様が瑞宝小綬章を、保護司の河野巧様が瑞宝双光章を受章され、また、危険業務従事者叙勲では、元千葉県警警視の立野猛様が警察功労で瑞宝双光章を、元千葉県警警視の上田正春様が同じく警察功労で瑞宝単光章を受章されました。ここに、栄えある章を受章されました皆様の長年の御功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、感染症対策としては、特に重症化リスクのある方を感染から守りながら、

基本的には他の一般的な感染症と同様のものとなりました。

これまで様々な感染防止対策に御協力をいただきました町民の皆様並びに感染拡大防止に御尽力をいただきました医療機関関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後も実施されます新型コロナワクチン接種につきまして、引き続き、町内医療機関の皆様の御協力をお願い申し上げます。

それでは、第1回議会定例会以降の主な事業につきまして、御報告を申し上げます。

4月1日には宮島池親水公園において九十九里桜フェスティバルが、29日には片貝中央海岸において海開き式が、どちらも4年ぶりに盛況の下に開催されました。新型コロナウイルス感染症の5類への引下げと相まって、本町の観光振興に寄与するものと期待しております。

11日から13日には、こども園及び小・中学校において入園式、入学式が行われました。総勢175名の新入園児、新入生をお迎えできましたことを、大変喜ばしく思っております。

5月21日には片貝中央海岸において、町消防ポンプ操法大会を5年ぶりに実施いたしました。消防団員の皆様が公私御多用の中、日々厳しい訓練を重ね、習得された操法技術が披露されました。

27日には九十九里中学校体育祭が、30日には九十九里小学校なぎさの運動会がそれぞれ開催されました。

28日には町内一斉清掃を実施いたしました。地域の環境美化は、町民皆様の御協力のたまものでございます。議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において、率先して御参加いただきましたこと、この場をお借りして改めて御礼を申し上げますとともに、今後も御協力をお願い申し上げます。

次に、今後の予定となりますが、6月18日に蓮沼海浜公園において開催されます山武支部消防ポンプ操法大会に、第1分団が出場いたします。厳しい訓練の成果を発揮し、迅速かつ確実な操法技術により、上位入賞をすることを期待しております。

7月には海水浴場が開設されます。夏期観光安全対策本部を設置し、海の安全対策に万全を期してまいります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことを受け、今後、これまで以上に、各種事業を展開し、地域活性化を図ってまいります。事業の実施に当たりましては、議員の皆様方より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和4年度橋りょう補修事業について、国内外の新型コロナウイルス感染症と、不安定な社会情勢の影響により、橋梁を支える部材の製作納期が遅れ、令和4年度内の事業完了が見込めないことにより、繰越明許費を設定するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月30日に、令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第11号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナワクチン事業の継続に伴い、接種費用及び接種体制を確保するため、所要予算について、急施を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月1日に、令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

なおワクチン接種につきましては、集団接種を5月20日より九十九里病院で開始しております。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、低所得世帯に対し1世帯当たり3万円を、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付することが閣議決定されたことにより、対象事業実施に向けた所要予算について、急施を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年5月10日に、令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改める必要が生じたことから、令和5年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定により、九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第5号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,999万3,000円を追加し、予算の総額を61億8,276万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、総務費で、地域公共交通計画策定の財源として見込んでいた国補助金の減額により、地域公共交通会議補助金を250万円、民生費で、令和3年度及び令和

4年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の確定並びに令和4年度の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業の確定による過年度国庫補助金返還金を1,718万3,000円、農林水産業費で、老朽化した作田農業振興センターの解体撤去工事として960万3,000円、その工事に伴う施工監理業務委託料として51万7,000円などを増額するものでございます。

なお、歳出の増額分を補うため、歳入として財政調整基金繰入金を2,999万3,000円増額します。

議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準額に係る規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 財産の取得についてでございますが、避難所物品や備蓄物品等の運搬車両として運用している防災用資機材運搬車の更新に伴い、購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、令和5年4月1日付けの人事異動に伴い、税務課長に任命した川島常嗣課長を固定資産評価員に選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、議会の同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の並木千明氏が令和5年6月13日をもって任期満了となりますので、新たに南部雄一氏を固定資産評価審査委員会委員として選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号 令和4年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和4年度に予算計上した土木費の道路橋りょう費で、橋りょう補修事業について令和4年度内に事業が完了せず支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内訳を報告するものでございます。

報告第2号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和5年第1回町議会定例会において、繰越明許費を設定させていただ

いた地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター事業について、その繰越額や財源内訳を報告するものでございます。

報告第3号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、令和4年度に発注した作田岡地区農業集落排水処理施設シーケンサー交換修繕について、世界的な半導体不足から必要部品の納期が遅れたことにより、令和4年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内訳を報告するものでございます。

報告第4号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、令和4年度に発注した北の下導管入替中圧管延伸工事について、既存埋設物による配管ルートの変更により、令和4年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内容を報告するものでございます。

以上が、本定例会に上程いたします議案の概略となります。よろしくお願いたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（古川 徹君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木かすみです。よろしくお願いたします。

議長のお許しをいただきましたので、6月定例会における一般質問を行います。

コロナ禍で、お別れを言えないお世話になった方、たくさんいらっしゃいました。また、古川明議員には、12年間、大変お世話になり、数々の激励をいただきました。本当にありがとうございました。謹んで哀悼の念を抱くとともに、深く深く感謝を申し上げます。

それでは、日頃より皆様からいただいたお声の中から、また、皆様と語らう中で必要と思われる提案、要望など、私なりにまとめたものを質問をさせていただきます。

大項目1番目、高齢者支援について。

1番、独り暮らしの体調不良時等における日常生活への不安に係る相談窓口について。

独り暮らしや日中独居の方は、情報が少なく、地域包括支援センターの存在や、介護の要件などがよく分かっていないと聞いております。そういった方の相談に対して、当局のお考えをお伺いをいたします。

2番、在宅療養時の通院外出等の支援について。

独り暮らし、日中独居の通院時の支援については、介護認定を受けていない方の支援について特にお伺いをいたします。

大項目2番目、農業政策について。

地域農業の将来の在り方、これについて質問いたします。

農業の継続がますます難しいと言われる時代になってきました。本町の農業における展望についてお伺いをいたします。

2番目、農業用機械導入の補助制度についてお伺いいたします。

農業機械の発展により、無人のトラクター、またドローンによる播種等、新しいものがたくさん出てきております。それぞれやはり高額になっているようです。個人への補助、団体への補助など、どのようなものがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

3番目、町営住宅について。

老朽化による町営住宅のその後の進捗についてお伺いをいたします。令和3年9月と令和4年12月に同様の質問をしておりますが、その後の進捗についてお伺いをいたします。

大項目4番目、災害対策について。

道路冠水が町内各所で見られる問題について、何度か質問をさせていただいております。大雨による冠水では、避難所に来る方も、同じ方が来るということも多くて、根本的な解決が難しい状態です。地域の皆様からは、排水口の詰まりが原因ではないかとの声もありますが、行政からの説明では、そればかりではないということでした。原因と対策について、対応策についてお伺いをいたします。

2番目、地元住民では対処し切れない、何らかの援助がこの大雨に対する援助ができないかということについて、お伺いいたします。

地元住民がせめてできることは、排水口の掃除くらいだろうと、日常管理については、自治区などが、地域の方々、こぞって行っております。ですが、高齢化のため、蓋開けができなくなってきた。人が住んでいない場所の排水口が対処し切れなくなってきたなどの声を聞いております。こういった声に、何らかの援助ができないでしょうか。町独自の支援、または、助け合いのルールづくりなどお願いをしたいとの切実な声がございます。この点についての当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、観光振興についてお伺いいたします。

海岸を利用したイベントの取組について、どのような計画があるのかをお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。町長並びに当局の明快な答弁を望みます。よろしくお願いたします。

○議 長（古川 徹君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の独り暮らしの体調不良時等における日常生活への不安に係る相談窓口についての御質問ですが、本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護などの生活上の悩みや不安、健康づくりなどの生活全般に関する各種相談支援業務を担う拠点として、地域包括支援センターを設置しております。引き続き、地域包括支援センターの役割や業務内容について、町広報紙などで周知を図ってまいります。

2点目の在宅療養時の通院外出等の支援についての御質問ですが、少子高齢化や核家族世帯の増加に伴い、高齢者の移動手段の確保は重要な地域課題と認識しております。本町では、外出支援者の確保が難しい高齢者を対象とした医療機関等への外出支援サービス事業を社会福祉協議会で実施しております。

また、一時的なけがや病気などによる在宅療養者の家族に対して、介護用具や車椅子のまま搭乗可能な福祉車両の貸出しも行っております。

今後も高齢者の移動対策につきましては、現在取り組んでいる地域公共交通対策と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、農業政策についての御質問にお答えいたします。

1点目の地域農業の将来の在り方についての御質問ですが、近年、高齢化や人口減少が本格化し、農業従事者の減少による耕作放棄地の拡大など、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

このため、改正農業経営基盤強化促進法が本年4月に施行され、人・農地プランが法定化されたことにより、地域農業の将来の在り方を明確化する地域計画を令和7年3月までに策定することとなりました。それにより、地域農業の担い手である中心経営体への農地の集積化・集約化の取組が進むものと考えております。

2点目の農業用機械導入の補助制度についての御質問ですが、現在、農業用機械設備の導入に対する町単独補助はございませんが、国や県において農業従事者を支援するため、事業

内容や事業主体に応じた補助金制度が創設されております。今後も制度の活用を図るとともに、農業従事者が前向きに生産拡大に取り組めるよう、必要な支援を調査、提案してまいります。

次に、町営住宅についての御質問にお答えいたします。

老朽化による町営住宅のその後の進捗についての御質問ですが、公営住宅は経済的に困難な状況にある低所得者や社会的弱者に対して、適切な住宅を提供すること及び住宅需要の不均衡を補完することを目的としたもので、本町においても人口が増加傾向にあった社会情勢を背景に、昭和55年度に粟生団地5棟10戸、片貝東団地5棟10戸を整備いたしました。しかしながら、建築後42年が経過し、老朽化が著しいことから、今後の方針を決定するに当たり、人口の推移や住宅の供給状況などの調査を実施しているところでございます。

次に、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の大雨時に道路冠水が町内各所で見られる問題についての御質問ですが、本町は平坦な地形であることから、大雨などの影響により、河川の水位が上昇した際には排水が困難となり、比較的低い土地において道路冠水が発生しております。特に、産業道路周辺において道路冠水が著しく、河川の水位が下がらない限り、冠水が解消されない状況となっております。

町として産業道路排水路につきましては、所管している千葉県山武土木事務所に強制排水施設の設置要望書を提出しており、排水能力の改善に向けての協議を継続しているところでございます。

また、全般的な冠水対策につきましては、県に対し、河川の浚渫を引き続き要望するとともに、自治区からの要望による側溝の整備や、必要に応じた浸透性の舗装の採用など、道路排水の改善に努めてまいります。

2点目の地元住民では対処し切れないので、何らかの援助ができないかとの御質問ですが、これまで、町内の側溝清掃などの日常管理につきましては、自治区など地域の方々が行い、これにより発生した汚泥の回収と処分は町が行うこととしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、地域の高齢化は側溝清掃だけではなく、その他のボランティア活動にも影響が出ております。

これら全てを町が対応することは大変難しい状況にありますが、それぞれ個別の案件や状況に合わせて対応を検討しているところでございます。

次に観光振興についての御質問にお答えいたします。

海岸を利用したイベントの取組についての御質問ですが、本町では、九十九里浜を最大限

活用した交流人口の増大を今年度の重要事項に掲げ、千葉県誕生150周年事業を活用し、町民や県内外の方にも楽しんでいただけるビーチスポーツイベントを片貝中央海岸において10月に開催いたします。町といたしましては、イベントを通じて九十九里浜を海水浴以外でも楽しみ、体感できる通年型ビーチとして活用することを目指し、地域資源を生かした観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

高齢者支援について、独り暮らしの体調不良時における日常生活の不安、これの相談窓口についての再質問をさせていただきます。

町長、御答弁いただきました地域包括支援センターの関わりは、私どもも十分存じております。住民さんにとって、介護以前の体調不良時の不安、その後の生活不自由の不安など、どこに相談すればよいのか。そもそも介護認定を受けるための手順がよく分かりません。自分が支援に値するのか、値しないのか、不案内で困っているとの相談を度々お受けをいたします。

できれば、役場の窓口で、何でも相談できる相談窓口のような形で設けていただいて、どこに行けば用が足りるのか、こんなことを相談してもよいだろうかなど、何でも聞ける場所があればというふうに思います。病院にかかるときの経済的な心配、また診察への交通手段、その後の見守りなど、ふだん健康であればあるほど介護以前の方は想像もつかないということでございますので、この点の当局の御見解をお伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

生活上に何らかの問題が生じ始めた人、つまり、何らかの相談をしたいという意思のある方にとっては、どのような問題についても、地域で安心して相談することのできる仕組みは必要と考えております。

以前は制度の特性上、医療・保健・福祉が個々別々に機能しておりましたが、相談者側にとりましては、その問題が医療なのか保健なのか福祉なのかと区分されるのではなく、生活を軸として総合的に相談できる仕組みが必要であり、その役割を担う窓口として、地域包括

支援センターの総合相談支援業務があります。

今後も、地域包括支援センターが気軽に相談できる窓口として、皆様に認知されるよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 役場の機能の中で、住民さんの困り事のケア、いつも皆様、丁寧に行っていただいているのはよく分かっております。

ただ、住民さんにとって、地域包括支援センターが医療・保健・福祉にまとめて答えてくれる場所というふうに認知をされているかどうか。また、社会福祉協議会の役場の一つの課というような感覚があって、または係のような感じがあって、今まで私も議員になる前は役場と同列に考えていたというようなこともありました。

そういうことも含めて、地域包括支援センター、場所も離れております。介護を受けていない方、こういう方が法律相談で困っているのか、外出支援で困っているのか。介護、認知、そういったことが心配なのか、本人以外、また家族含めて、相談できる場所がどこかないだろうかということ、またそれから役場の対応についてをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

町では、窓口や電話等で相談があった場合には、お話を伺い必要な支援、サービスや事業等の概要を説明させていただいております。

また、適切な機関や制度、サービスにつなぐ必要がある場合には、地域包括支援センターや社会福祉協議会などを御案内し、状況に応じ連携を図りながら対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。いつも、何でも相談に応じてくれるということで、よろしく願いいたします。

独り暮らし、日中独居の方が物忘れが多くなったり、認知症の始まりかなというふうに思っても、本人も家族もなかなか認めたくない。また、気がつかないというようなことがあります。そして相談も遅れてしまいがちです。こういった方に、御近所の御好意で気がつくこともありますし、どなたでも、家族でも親戚でも、気がついた方が役場につなげていただい

て、大事に至らないような体制づくりが必要であろうと思います。

コロナの警戒心からお茶飲みや交流が減って、高齢者も孤立しがちです。民生委員やボランティアの方々も高齢化してきています。町長の言ったとおりです。御近所のよい意味でのおせっかい役をしていただいで、お互いに見守り強化をしていくように、希望、要望いたします。

次に、在宅療養時の通院外出時の支援についてお伺いいたします。

これについては、細かいことで恐縮でございますけれども、本町には眼科と耳鼻科がございません。社会福祉協議会の外出支援では、現状、白内障と難聴の方の対応ができないというふうな感じになっていると思います。町の医療機関には運んでいただいでおりますけれども。

高齢者の白内障や難聴は、最も頻度が高く、また、そのほかに足の関節の不具合等で外出も億劫になったり、コロナ対策以降、人と会わなくなり、認知症やフレイルの心配が出てきております。

そこで、町外への対応について、解決策あるのか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

町外への外出支援につきましては、社会福祉協議会の外出支援サービス事業に、町の生活支援体制事業として、町外への買物、外出支援を追加し、町内の事業所に、デイサービスの運転手と車両の空き時間を活用して、協力していただき、実施しております。

しかしながら、町外への通院のための外出支援については、長時間にわたる運転手や車両の確保などの課題から実施していない状況でございます。高齢者に対して医療機関への受診など、日常生活上欠かせない移動を支援することは、生活の質を高めるためにも重要な取組であると認識しております。

今後も引き続き、社会福祉協議会や関係機関と連携し、既存の支援策の見直しなど、本町の実情に合った外出支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） まとめます。

社会福祉協議会の外出支援は、多くの、本当にたくさんのボランティアの方に協力をいた

だき、日数も増えて拡大をしていただいております。ただいまの体制では、しかし限りがあるということで、これ以上なかなか大変かなという状態です。

もう一歩進んだ助け合いの形が必要となるというふうに考えております。よく町長が申し上げる、本町に合ったというような言葉がございますけれども、この本町に合ったというのは、皆が協力し合う姿、共助の取組であるというふうに私も感じております。こういったことから十分御検討いただいて、より安心な形になるよう、強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

では次に、農業政策についてお伺いいたします。

町長答弁にもございました農業従事者の高齢化、人口減少が本格化する中で、地域内外から農地の受け手を幅広く確保するというふうにあります。その中で、地域計画、あまり私、知らなかったんですけども、この地域計画とは具体的にどのようなことを行うのか。地域計画の実現に、誰がどれぐらい関与できるのか。当局の御見解をお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） お答えいたします。

地域計画では、これまでの人・農地プランに加え、将来目指すべき農用地利用の姿を明確にするために、一筆ごとに担い手を明らかにする目標地図を作成する必要があるがございます。

また、地域計画の策定に当たり、地域の意向を取りまとめるための話合いの場を設け、地域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項等について御検討をいただくこととなります。

この話合いの場は、既存の人・農地プランと同様に、5地域を予定しており、それぞれの地域で営農している認定農業者等担い手をはじめ、年齢、性別、経験年数を問わず、地域内外の農業者や、農業委員会、土地改良区、JAなどの関係機関等、幅広く参加を呼びかけていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。ありがとうございます。

10年間の計画というような形ですね。人・農地プランから一歩進んだ形になるかと思えます。

その中で、農地の集積化・集約化の取組を進めるとありましたけれども、集落営農や法人新規参入の受入れなど幅広く受け手を確保する必要があるというふうに思いますが、その中

で例えば、法人化、会社化をしたいという場合、法人化を進める上で、関係機関からは具体的にどのような協力や支援が期待できるのか、お伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） お答えします。

法人化を進める上での関係機関からの支援についてでございますが、千葉県園芸協会、千葉県農業会議、J A千葉グループにより、効果的かつ効率的な支援を実現するための総合的な窓口として、千葉県農業者総合支援センターが設置されております。

この農業者支援センターでは、相談に対する最善の支援策の検討、要望等の情報収集や支援策の提案を行っており、農業経営の法人化をはじめとして、生産技術や機械、設備の導入、農地の集積、雇用の導入支援など、多種多様な相談にワンフロア、ワンストップ体制で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

地域計画、少し分かりました。計画ですので、一度計画したなりで放っておくことのないように、また、年々に見直し、進捗を見守らなければいけないというふうに考えます。地域計画がこの10年間確実に実現されるよう、推進をよろしくお願いをいたします。

それでは、農業用機械導入の補助制度についてお伺いいたします。

農業用機械導入の補助制度、様々あるというふうに聞きました。調査、提案もしていきますという御答弁でありましたけれども、主に利用されている補助制度と、それから、今までの実績をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） お答えします。

国、県の補助でございますが、国庫補助で、強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化等支援交付金等が、県補助で、農産産地支援事業、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業、園芸生産拡大支援事業等がございます。

主に利用された補助事業でございますが、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業が主に利用されており、過去5年間で利用件数は5件あり、事業区分に応じて補助率は3分の1から4分の1となっておりますが、補助金額は474万円の実績となっております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 5年間で5件というのは多いほうなのではないでしょうか。使いやすい制度になっているのかということが心配です。

機械が壊れたらやめざるを得ない、農業が成り立たないという方の声に応えるには、後継者がいないという問題と重なり、継続が困難であるという点にあります。

法人化や農業の集積、集約等に伴い、意欲のある農業者の出現、農業を志す方の移住、手だてなどがしっかりあるのかどうか、これが先行きが心配です。

この小さな町の過疎化が進む中、地域計画の実現に行政も積極的に関わっていただき、この10年の計画、1年1年の実施状況を確認していただきますよう、要望いたします。

また、使える補助制度の相談支援をお願いいたします。当局が九十九里町の農業の継続と発展に大きく寄与していただけるよう、強く要望いたします。

次に、町営住宅について質問させていただきます。

老朽化による町営住宅、度々質問させていただいています。具体的に、その後どこまで進んでいるのかをお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） それでは、現在の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

令和4年1月に国土技術政策総合研究所がお示しをいたしました住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムというものがございます。これに町の統計データを当てはめてまいりますと、必要な住宅戸数は令和7年度で14戸、令和12年度に12戸、その後、さらに減少いたしまして令和27年度には8戸ということになりました。

こういった住宅のストックデータを基にいたしまして、町営住宅の建て替え、あるいは集約、民間住宅の借り上げであるとか、家賃補助などにつきまして、どのタイミングで、こういった施策を展開していけばいいのかということで、今年度中に方向性を示したい考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。

現在、データでの推計ということで、本町では将来8件ぐらいの住宅支援が必要であろうというお考えですね。ですけれども、現在、実際に住むのに危険であるという結果が前回の

質問でも出ております。早急に取り組んでいただきますよう要望いたします。

今年度中に方向を示し、次年度には形にさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

また、これは別件ですけれども、家に困っている方の住宅ばかりではなくて、今、各地で行われておりますお試し移住制度、数日から1か月ぐらい本町に住んでみて、本町のよさを知っていただくというような施策も各地でありますので、そういった住宅もお考えいただければというふうに考えますので、これは要望です。よろしく願いいたします。

次、災害対策について再質問をさせていただきます。

町長より改善に向けての協議を継続しているというふうに御答弁ございました。

県に対する要望の結果ですとか、また県へ要望された実績等をお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 県に対する要望につきましては、産業道路の排水改善が主なものでございますが、昨年度も知事の現地訪問であるとか、自民党の移動政調会などを通じて要望をしましてまいりました。これによる県の回答といたしまして、排水施設としての処理能力が不足していることから、改善には長期間を要するという回答でございました。

そのほかの要望といたしまして、真亀川の浚渫につきましては、真亀川改修期成同盟会などを通じまして、毎年要望をしております。今年度も実施予定であるということでございます。

引き続き、排水環境の改善に向けまして、要望活動を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 県への要望につきましては、私も直接お伺いしておりますので、引き続き要望をしていただきたいというふうに思います。

では、町として、県以外の要望、県への要望以外ということで、どういう対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 町道の冠水に対する町独自の取組でございますが、これは限定的な取組となりますが、排水先がなく交通量が少ない道路であるとか、歩道などを中心といたしまして、浸透性の舗装への転換を進める考えでございます。

今後も新たな工法など試験運用も含めまして積極的に試していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 浸透性こそその効果、これ、期待しておりますので、どうぞよろしく願いたします。どういったものかちょっと詳しく分かりませんが、大きな効果が上がるといいなというふうに思います。

それではその後、地元住民で対処し切れない問題について、何らかの援助できないかということでございますけれども、何度も申し上げておりますけれども、問題解決のため、町がもう少し積極的に協力していただけないかというふうに考えます。

この点、当局のお考えをお伺いたします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 平成28年の6月定例会の一般質問の中でも、側溝清掃車両を導入してはどうかといった御提案もいただいたところでございまして、町といたしましては長年の課題であると認識しているところでございます。

こういった状況の中で、まずは環境美化作業員の体制の強化を図ることといたしまして、本年度4月に1名、6月に1名、合計2名の会計年度任用職員をシルバー人材センターから切り替えまして採用をし、若返りを図ったところでございます。

ちなみにこれまでの体制でございますと平均年齢66.8歳、6月からであれば60.2歳ということになります。

しかしながら、現時点において全ての作業を町が対応するという事は不可能な状況でございます。町といたしましても引き続き環境美化作業員の体制を図ること、また、自治区の方々につきましても、どういった対応が可能であるのか、これらを調整をいたしまして、町全体のバランスに配慮しながら、対応を見極めたい考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 会計年度任用職員2名、ありがたいなというふうに思います。蓋上げ等、本当に皆さん困っていらっしゃる問題ですので、よろしく願いたします。

また、これまでの経緯、大変であることは重々承知しておりますけれども、公明党といたしましても、今まで要望してまいりました河川終末の強制排水については、引き続き御検討

いただきますよう、重ねて要望いたします。

よりよい暮らしのため、これからも、新技術の導入を含め、御尽力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、観光利用したイベントの取組ということについて、再質問をさせていただきます。

町長答弁の中に、通年型ビーチといった答弁がありました。具体的にどのような施策を考えているのか、お伺いをいたします。

○議 長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

通年型ビーチとは、浜辺でスポーツをしたり、散歩や読書、日光浴など、生活の一部をビーチで過ごし、様々なことを誰もが満喫できる生活習慣を取り入れることを考えております。

また、ビーチでスポーツイベントなどを開催し、観戦や体験できるビーチの空間をつくり、地元から県内外への方々に波及し、にぎわいの場として活用することを考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 新しいことを挑戦するのは、初めから順調というわけにはいかないと思いますので、1回きり、単発のイベントで終わることのないように工夫をお願いいたします。

御答弁の中で、ビーチスポーツイベントのようなイベントということでありましたけれども、これが観光振興につながる通年型であるのか。また、継続的などという点で、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議 長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

ビーチスポーツイベントを開催することで、海辺にたくさんの笑顔があふれ、家族、そして地域につながり、ビーチから地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、ビーチスポーツの大会や合宿などを誘致することで、九十九里浜の価値向上につながるのと同時に、経済効果に期待をできることを想定しております。

今後、事業を継続していくことが観光振興につながるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。まとめます。

海を資源としている本町です。海に癒やされて、楽しんで帰っていただけるよう、工夫も必要であるというふうに思います。漁業者との連携も図りながら、官民一体となって、よそにはない人を引きつけるような取組の挑戦をお願いいたします。

また、スポーツでも観光でも、定着には時間がかかりますので、継続的に行えるよう支援をお願いいたします。

今期も様々な要望、取組をお願いいたしました。町長、教育長、職員の皆様、数々の要望に真摯に取り組んでいただき、ありがとうございました。

また、傍聴の皆様、御支援いただいた皆様に、心から感謝を申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は10時50分です。

（午前10時31分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

○議 長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和5年6月定例会において質問させていただきます。

最近、地震の報道が相次いでおり、不安な日々を過ごされている方も多いと思います。また、大雨、台風が増える季節になりました。地震や水害から命を守るため、災害への備えを定期的に確認すべきと思います。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、地方創生臨時交付金の活用についてお伺いいたします。

本年1月の全国消費者物価指数は、前年同月比で4.2%上昇し、41年ぶりの上昇率を記録

したと発表されました。しかし、依然としてエネルギーや食料品を中心とした身近な品目の値上がりが相次いでおり、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

公明党は、3月15日、政府に対し、物価高騰から国民生活と事業活動を守るため、追加の対策を提言いたしました。これを受けて、政府は子育て世帯への支援や、エネルギー価格、小麦価格等の抑制、事業者の資金繰り支援など、追加の物価高騰対策に関し、3月28日、2022年度予算の予備費から2.2兆円を支出するとともに、地方創生臨時交付金の積み増しを閣議決定いたしました。

そのことを受け、九十九里町公明党は、4月14日に、物価高騰から町民を守るための要望書を大矢町長に提出し、物価高騰対策の継続と拡充を早期に実施するよう、次の5点について要望いたしましたので、お伺いいたします。

1、LPガス（プロパンガス）利用者への負担軽減策。2、学校やこども園の給食費や教材費等の保護者負担軽減策。3、農業生産資材の価格高騰対策等、柔軟な対応。4、低所得世帯・ひとり親世帯・住民税非課税世帯の子育て世帯への支援。5、町民全世帯への支援。

以上、5点の実施について、当局の見解を求めます。

2項目めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染症上の位置づけが5月8日から、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行されました。行動制限に関する法的根拠がなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられました。感染症の国内初確認から約3年4か月、新型コロナは変異を繰り返し、第8波まで押し寄せ、感染拡大防止と経済社会活動のバランスに心を砕き、皆で難局を乗り越えてきました。現在、5類に移行され、コロナ禍から脱却し、社会経済活動の正常化に向けた大きな区切りとなっております。

本町でも、5月8日には、本庁舎入り口での消毒や検温、パーティションが片づけられ、イベントや各団体の総会などが開催するようになりました。

ただ、これで収束したわけではありません。気兼ねなく外出し、自由に人と会える日常へ近づけるためにも、多少の感染対策が必要と思われます。そこでお伺いいたします。

1点目に、5類移行後、町の感染対策についていかがお考えでしょうか。

2点目に、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、家庭との連携において、児童・生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる

必要はないなどが提示されております。本町では、5類移行後、国から定められた考え以外に何か対応されているのか、お伺いいたします。

3点目に、空気清浄機は、換気設備や窓開けによる換気の代わりにならないものの、換気の悪い教室の換気不足を補うのに役立ちます。空気中の有害物質を低減できるだけでなく、臭いやアレルゲン物質の除去にも効果が期待でき、生徒の集中力アップにつながるといったメリットもあります。そこで、小学校の教室、普通教室に空気清浄機の設置について、いかにお考えでしょうか。見解を求めます。

3項目めに、過疎地域指定の事業実施についてお伺いいたします。

人口減少に歯止めがかからず、身近な生活交通の不足や少子高齢化が進み、厳しい状況にあることから、2022年4月に九十九里町が過疎地域に指定されました。

町では昨年10月には、九十九里町過疎地域持続的発展計画が作成され、県との協議をされた中で、今年度の新規事業の実施スケジュールと事業におけるプロジェクトチームの立ち上げについてお伺いいたします。

4項目めに、中学校の制服についてお伺いいたします。

近年、多様性の尊重や、機能的かつ快適さによって、もたらされる心身の健康への配慮から、制服をブレザータイプに変更し、女子生徒がボトムにスラックスを選択できるジェンダーレス制服の導入が全国で進んでおります。本町の中学校の制服は、約50年前からのものを着用しているようですが、デザインの変更は計画されているのか、見解を求めます。

また、多様性を考慮した中学校制服の在り方として、女子生徒のスラックス着用について、現在の対応をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策についての2点目、5類移行後、学校の対応は、3点目、小学校の普通教室への空気清浄機の設置について及び中学校の制服についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお伺いいたします。

それでは初めに、地方創生臨時交付金の活用についての御質問にお答えします。

1点目のLPガス（プロパンガス）利用者への負担軽減策、2点目の学校やこども園の給

食費や教材費等の保護者負担軽減策、3点目の農業生産資材の価格高騰対策は、4点目の低所得世帯・ひとり親世帯・住民税非課税世帯の子育て世帯への支援、5点目の町民全世帯への支援の質問ですが、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

議員御提案のLPガス利用者や子育て世帯、また農業者や低所得世帯、ひとり親世帯等への支援につきましては、国や県において、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、実施されることから、町では限られた交付金を最大限有効に活用するため、生活者及び町内事業者の支援を目的として、全町民に対し、一律5,000円分の商品券を配布する事業を計画しているところでございます。現在、本議会会期中に追加議案として上程すべく、予算編成に取り組んでおりますので、上程の際には原案に御賛同いただけるようお願いいたします。

次に、新型コロナ感染対策についての御質問にお答えします。

1点目の5類以降、町の感染対策はとの御質問ですが、マスクの着用や基本的な感染対策につきましては、国や県と同様、個人や事業者の判断に委ねることを基本とすることといたしました。一方で、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、一定の場合はマスクの着用を推奨することとしております。

なお、基本的な感染対策につきましては、行政として一律に求めることはなくなりますが、町としては、国や県から提供される情報を基に、個人や事業者の判断に資するよう情報提供を行ってまいります。

次に、過疎地域指定の事業実施についての御質問にお答えします。

1点目の新規事業の実施スケジュールについての御質問ですが、令和4年度に策定いたしました過疎地域持続的発展計画に、新規事業として記載した8事業のうち7事業につきましては、令和5年度当初予算に計上し、事業に着手しているところです。未着手である都市計画事業につきましては、上位計画である県の計画改定に合わせて計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の事業におけるフレーズプロジェクトチームの立ち上げについての御質問ですが、現在、過疎対策事業におけるプロジェクトチームの設置はございません。議員御指摘のとおり、事業を実施していく上で、複数の組織をまたぐプロジェクトチームにより推進していくことが、より効果的な場合もあり得ると考えているところでございます。

今後も事業の実施に当たりまして、プロジェクトチームの活用などを検討しながら、過疎法に基づく支援制度を効果的に活用し、地域の持続的な発展に向けた取組を総合的、計画的

に進めてまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは新型コロナ感染対策についてと、中学校の制服についての御質問にお答えします。

初めに、新型コロナ感染対策についての2点目、5類移行後、学校の対応はどの御質問ですが、小・中学校におきましては、これまで様々な制約がある中、児童・生徒の学びを最大限尊重すべく、感染対策と学校教育活動の両立に取り組んでまいりました。5類移行後は、これまでのような感染対策を一律に講じるのではなく、時々感染状況に応じた対策を講じていくことが重要であり、国が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを基に対応を図っておるところでございます。

これまで、感染拡大防止対策として実施していた給食時の黙食指導が不要になるなど、5類移行後は様々な対応が見直されましたが、その急激な変化に、混乱や不安が生じることのないよう、町校長会議で一つ一つの対応を確認し、文書で保護者にお知らせしたところです。

今後も充実した学校生活のため、地域の感染状況や学校医等との連携協力を図りながら、適宜対応してまいります。

3点目の小学校の普通教室への空気清浄機の設置についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策において、換気の確保は引き続き有効な感染対策であり、2方向の窓を同時に開ける、出入口を開ける、換気扇を用いるなどが効果的な換気方法と示され、各学校で対応しているところです。

空気清浄機につきましては、十分な換気が確保できない場合の補完的措置と位置づけられていることから、導入に至っておりません。

時々感染状況などを考慮しながら、必要に応じた対策を講じてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、中学校の制服についての御質問にお答えします。

1点目のデザイン変更は計画されているのかとの御質問ですが、現在の九十九里中学校の制服は、昭和47年の開校当初からのものがございます。しかしながら、ジェンダーレス化の観点や多様性の尊重などから見直すこととし、九十九里中学校において準備を進めておると

ころです。

時期につきましては、令和6年4月からの導入とし、デザインはブレザースタイルにスラックスまたはスカートを選択することができる仕様となる予定と聞いております。性別にかかわらず、どちらを着用するかは自由であり、生徒個人の自主性を尊重してまいりたいと考えております。

2点目の女子生徒のスラックス着用についての御質問ですが、現在においてもスラックスを着用している生徒はおり、学校側として着用を妨げることはございません。今後も、生徒自身の個性を重んじ、柔軟に対応してまいります。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 町長並びに教育長、御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

地方創生臨時交付金の活用について、1点目のLPガス（プロパンガス）利用者への負担軽減策から、4点目の低所得世帯・ひとり親世帯・住民税非課税世帯の子育て世帯への支援までは、国、県が実施するという答弁いただいておりますが、町としては支援をしないということですね。

私が調べたところでは、県が実施する事業として1点目から3点目が何か予定されているようでした。また、国の事業としては、4点目が挙げられていました。

そこで、県の事業について、1点目から3点目まで一括で再質問いたします。

1点目のプロパンガス利用者への負担軽減について、県はどのような対策を考えているのか。

2点目の給食費や教材費等の保護者負担軽減策について、これは、昨年要望したときは、町で対応し、保護者の負担が軽減されましたが、今回は県での実施ということなのでどのような支援なのか。

3点目の農業生産資材の価格高騰対策についても、県はどのように考えているのか。

以上3点、現在、県のほうで協議段階だと伺っておりますが、町のほうに情報が入りましたらお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） 私からは、1点目のプロパンガス利用者への負担軽減策についてお答えさせていただきます。

県に確認しましたところ、詳細については現在調整中だということで、決定はしていませんと伺っておりますが、支援内容につきましては、プロパンガス販売事業者が利用者から徴収するガス料金から一定の金額を値引きし、県がその値引き額を補助することにより、プロパンガス利用世帯などの負担軽減を図る支援で、軽減額は1か月当たりの料金上昇分の約半分に相当する額である月額400円を4月から9月までの6か月分、合計2,400円を軽減すると聞いております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） それでは、2点目の給食費や教材費等の保護者負担軽減策、こちらについてお答えさせていただきます。

こちらのほうも、県のほうで確定した要綱等はまだ配付されておられませんので、現在分かっている概略について御説明させていただきます。

まず、名称が千葉県子どもの成長応援臨時給付金となっております。趣旨につきましては、物価高騰の影響を踏まえ、習い事や体験活動などに係る経費の負担を軽減し、将来を担う中学3年生までを対象に、県独自の給付金を支給するというものでございます。

対象児童につきましては、県内在住の小学校1年生から中学校3年生までの児童。支給内容は、児童1人当たり1万円、これにつきましては所得制限はございません。

実施主体は市町村から支給対象者へ給付ということになります。実施に要する経費、事業費と事務費になりますが、こちらについては、県のほうが全額補助してくださるということになっております。

給付の開始につきましては、本事業の趣旨を踏まえ、可能な限り速やかな給付開始を願うというように付け加えられております。

本日午後の議会全員協議会におきまして、本給付金についての説明をさせていただきます。本議会会期中に追加議案として上程すべく、予算編成に取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、私からは3点目の農業生産資材の価格高騰対策についてお答えさせていただきます。こちら、現在分かっている範囲内でお答えさせていただきます。

県による支援策としまして、農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける農業者の軽減負担を図るため、農業用生産資材価格高騰緊急支援事業がございます。

対象者は、生産性向上に取り組む農業者とされており、要件として、直近の決算において、肥料費を除く生産資材費が20万円以上の農業者で、個人の場合、原則として青色申告を行っている方が対象となります。

支援金額は、肥料費を除く生産資材価格高騰額の2分の1相当、上限が20万円とされているところがございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

県のことで、これ以上詳しいことは聞きませんが、でも1点目のプロパンガスの利用者さんにとっては、本当に大変な状況であると思います。

本町は町営ガスがあるので、町営ガスの利用者さんはこの間やっていただいて……この間ではない、ごめんなさい、軽減させていただいているので、都市ガスと一緒にできておりますが、町ガス以外に本当にプロパンガスを利用している方が多数おりますので、この人たちのために、何かしてあげてほしいという要望、強い私の要望ありました。県のほうでやってくださるということですので、これは、県の動きをしっかりと見ていきたいと思っております。

また、給食費の分のほうもですが、県に任せるだけじゃなくして保護者負担ないように、今回も保護者負担のないように、よろしくお願ひしたいと思っております。

決まり次第、速やかに対応をお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、5点目の町民全世帯への支援について、全町民に一律5,000円の商品券を配布する予定ということですので、ありがとうございます。

できれば、配布時期と利用期間など説明できる範囲で、お願ひしたいと思っております。

○議長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

配布時期につきましては、本年9月1日より順次配布を開始し、商品券利用期間につきましては、本年9月1日から令和6年1月31日の5か月間を予定しております。その他、詳細につきましては現在協議中でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 今、本当に、調整していただいているということですので、ありがとうございます。

物価高騰から町民を守るための地方創生臨時交付金ですので、有効に活用していただくようよろしくお願いいたします。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症対策の中の町の感染対策について、発熱や喉の痛みなどで気になったときが、一番町民にとって、私もそうですけれども、心配です。5類移行後の医療機関の体制や、受診する際の間合せなどはどうしたらいいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

5類移行後の医療体制としましては、基本的に季節性インフルエンザ等の他の一般的な感染症と同様の扱いとなりますので、かかりつけ医などの医療機関で受診していただくこととなります。

なお、発熱等の風邪症状がある場合は、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関に事前に電話で相談の上、受診するようお願いをしております。

また、かかりつけ医の医療機関がない場合や、相談先が分からない場合の間合せ先として、県では、新型コロナウイルス感染症相談センターを継続して設置しており、外来対応医療機関や、自宅で療養中に症状が重くなったときなどの相談に、24時間体制で対応しております。

町としましては、国や県からの有用な情報を広く住民に周知するため、広報やホームページを活用し、情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

相談窓口、県が行っているということで、県のほうにも今話がありましたけれども、なかなか県のほうに問合せができない、町のほうにしたいって思って町のほうに連絡行ったときは、丁寧に教えてあげてほしいと思います。やはり、ちょっとハードルというか、県と言われてもやっぱりどうなのかなって思いますので、もう身近なことでするので、もうここで終わりじゃなくして、そういった対応もしっかりとやっていただきたいと思います。

ほかの自治体でもまだちょっと半年間は相談窓口を設けているということもありますので、それを同じくしろっていうわけじゃないですけども、やはり連絡ありましたら、親切に、

このようなことだということまで教えてあげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ワクチン接種も、65歳以上の方や疾患のある方などを対象に5月20日から開始していただきました。引き続き職員の皆さんには大変御苦勞をおかけいたしますが、今までどおり優しく丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

それでは、学校の対応についてですが、町独自でというか、独自なものはやっていないと、国、県のマニュアルどおりっていうことが、今、先ほど教育長から答弁いただきました。

県教委は、5月22日、学校でのマスク着用について、市町村教委にマスク着用は原則不要と明記した通知を出したと伺っております。保護者からは様々な御意見が出ているようですが、本町は県からの通知を受けてどのような判断をしたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

マスクの着用については、国や県からの通知のとおり、本町においても学校教育活動の実施に当たって、児童・生徒、教職員ともに、マスクの着用を求めないことを基本とし、対応しておるところでございます。

その中で、基礎疾患や感染不安など、様々な事情によりマスクの着用を希望する児童・生徒に対しては、マスクを外すよう強いることはございません。

また、この対応につきましては、5月上旬、新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類から5類に変更することに伴い、全ての保護者に文書で周知したところでございます。

マスクの着用は、あくまで個人の自由でありますので、着用の有無による偏見等がないよう配慮するとともに、適切な指導を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、小学校の空気清浄機についてですが、5類になったからこそ、余計に感染の心配もある、そのように保護者の方たちも心配しております。

今までは、感染対策を十分に行っていたから安心できましたが、まだまだウイルスがなくなったわけではありません。雨が降れば窓も開けられないはずで、せめて抵抗力の低い低学年の教室だけでも設置すべきと思いますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 換気は引き続き有効な感染対策とされ、窓を開ける、天候などの影響により窓が開けられない場合は、廊下側などの出入口を開けるなどが有効な手法として示されており、現在も実施しておるところでございます。

新型コロナウイルス感染症への対策は、学年により対応を変えるのではなく、教室内の環境を考慮して対策を講じることが効果的であると考えておるところでございます。

教室内の空気清浄機設置については、その有効性などを十分鑑み、今後も必要に応じて検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 先ほども言いましたけれども、保護者からは、本当に5類になったからもう心配なんだって、逆に、心配なんだっていうお声を聞いております。感染対策が緩和されたことで不安になっているということも、私のほうにも連絡ありました。

この空気清浄機を絶対にやれということでもないんですけれども、やはり、こども園ですと空気清浄機は入っていて、まだ2類のときでも、それに対応していただいた、その抵抗力がない1学年にとっては、もうすぐ5類になってしまっているわけだから、ここをどうにかならないのかなって思いもありまして、今回質問させていただきました。

空気清浄機以外でも、エアコン用にウイルス不活化除菌、抗菌のアップデートができるフィルターが開発されていますので、検討していただきたいと思います。また、当分の間は、消毒液の設置を継続するよう、よろしくをお願いいたします。

次に、過疎地域指定の新規事業について、町長から8つの新規事業のうち7つの事業が今年度着手したということですが、この7つの新規事業に過疎債を活用するのか、お伺いします。また、過疎債の対象事業の活用についてお伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それではただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

九十九里町過疎地域持続的発展計画に取り組むべき施策として掲げた新規8事業のうち、7事業を令和5年度に実施することといたしております。しかし、これらの事業に過疎対策事業債を充当する予定とはなっておりません。

令和5年度九十九里町一般会計予算におきましては、過疎対策事業債のソフト事業分3,500万円を重度心身障害者等給付事業及び子ども医療費助成事業に充当することとしております。

続いて、過疎対策事業の対象事業という御質問でございますが、過疎対策事業債は、過疎市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以下、過疎法とさせていただきますが、この過疎法第8条第1項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められている地方債でございます。

過疎対策事業債の対象事業につきましては、ハード事業分とソフト事業分に分けられます。

まず、ハード事業分につきましては、過疎法第14条第1項に規定がございます。産業振興施設等、交通・通信施設、厚生施設、教育文化施設、これらに関する出資及び施設の整備がその対象となっております。

続いてソフト事業でございますが、こちらは、過疎法第14条第2項にその定めがございます。住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現、これらを図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業が対象となっているというところでございます。

ソフト事業の対象事業といたしましては、適債性があるものであれば、事業規模にかかわらず、また、新規事業及び既存事業問わず、活用することが可能でございます。

またソフト事業分の発行限度額は、基準財政需要額に応じ算定されますが、この最低限度額が3,500万円と定められております。

九十九里町は、この発行限度額の算出式に当てはめると1,700万円程度と算定されますが、このソフト事業の最低限度額が定めてられておりますので、3,500万円を借り入れることが可能となります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

ソフト事業のほうでは、今、答弁いただきましたけれども、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、ここで一番最初述べられていただきましたので、本当に、本町にとっては一番ここは問題じゃないかなというのを、常日頃私もお話をさせていただいていますけれども、ここをぜひ速やかにやっていただきたいなと思っております。

それでは、ハード面について、何の事業にハード面を活用する予定なのか、見解を伺います。

○議長（古川 徹君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ハード面の事業分の対象事業が定められておりますことから、各課局の予算要求を踏まえ、その適債性を判断しながら、財政支出と収入の年度間調整、住民負担の世代間の公平のための調整、一般財源の補完などといった地方債の本来の機能を果たせるように、可能な限り活用をしてみたいと考えております。

令和5年度九十九里町一般会計予算におきましては、かたかいこども園施設整備事業など7事業分といたしまして、2億2,030万円を借り入れることとしております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 御答弁ありがとうございます。分かりました。

プロジェクトチームについては、再質問はありません。現在の事業には、今回の事業には、これがプロジェクトチームを設置していないということですので、今後の事業の実施に当たり、庁舎内の共有とともに町民に協力をさせていただきながら、人口減少対策に取り組んでいただきたいと思っております。

そして九十九里町の特徴を生かした個性ある魅力的な地域づくりを進めるとともに、それぞれの特性を生かした住民主体の取組で、活性化につながることを期待いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、中学校の制服について、既に計画されており、令和6年4月からブレザースタイルとして、スラックスまたはスカートを選択することができるように準備を進めているということですが、新しい制服のデザインや色、柄など、児童・生徒や保護者などから意向調査や関係者の協議を踏まえながら検討したのか、お伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、鎗田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鎗田貴賜君） お答えさせていただきます。

新しい制服につきましては、これまで生徒や保護者から学校に寄せられました要望に加え、価格面や機能性などを考慮する必要があることから、まずは中学校と保護者の代表で進めていると聞いております。

素案ができましたら生徒に提示し、細かなデザインについてアンケートを実施し、意見聴取の予定であると聞いておりますので、御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

令和6年度の1年生からブレザーの新制服になるということですよ。今、生徒や保護者のほうからいろいろ聞いたってということもありますけれども、児童には聞いたのかなっていうところも考えられるんですけれども、今の生徒じゃなくって、これから上がってくる児童にもやはりそういったことも聞く必要もあるんじゃないかと思いますので、一緒に、これからのことで、みんなで考えることを踏まえて、この児童、6年生また5年生、6年生もちょっと対象に入れていただければまた違うのかなって思いもありますので、よろしく願いいたします。

令和6年度の2年生、3年生については、保護者負担の軽減を考えると、新制服への買換えは厳しいと思います。2年生、3年生についていかがお考えでしょうか。見解を求めます。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、鎗田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鎗田貴賜君） 令和6年度に、2年生、3年生となる生徒につきましては、新たな保護者負担とならぬよう、引き続き今の制服を着用すると聞いております。

中学校保護者、生徒の連携によりよい制服づくりのため取り組んでおりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

LGBT、性的少数者に配慮する一方、冬場にスカートでは寒いなどの声を聞きますので、性別や理由に関係なく、生徒がスラックスかスカートなどを自由に選べる制服を考えていただき、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は1時です。

(午前11時30分)

○議長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時56分)

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

(13番 谷川優子君 登壇)

○13番(谷川優子君) 谷川です。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和5年6月定例議会の一般質問を行います。

大項目1点、地域公共交通の実施についてお伺いいたします。

地域公共交通計画の進捗状況について、1点目にお伺いします。

住民がいつでもどこでも自由に、また、安全に移動ができるということは、憲法の中でも保障されている、健康で文化的な生活を営む上で欠かせないものです。一日も早い公共交通の実現が待たれています。現在の進捗状況をお聞かせください。

2点目、国庫補助金や過疎債についてお伺いいたします。

公共交通の策定、また、新たに取り組む公共事業において、住民のニーズに対応できることが必要であり、また、事業の継続性も重要であると思います。私も国の補助金や過疎債など、支援策を積極的に活用すべきだと思います。国補助金や過疎債の活用についてお答えください。

次にアンケート調査の対象についてお伺いします。

前回の回答では、計画策定のために3,000人を対象にアンケート調査を実施すると伺いました。アンケート調査の対象年代層についてお答えください。

住民の周知方法についてお伺いいたします。

住民は一日も早い公共交通の実現を求めています。結果を知らせることはもちろんですが、公共交通会議の経過なども住民にお知らせすることも大事ではないかと思われませんが、住民への周知方法をお答えください。

次に、大項目、新ごみ処理施設見直しについてお伺いいたします。

東金市外三市町清掃組合より現在進められている新ごみ処理建設事業についてお伺いいたします。

令和5年5月2日に新聞報道によると、概算事業費は当初260億円だったが、130億円増の390億円になる見通しだと掲載され、高騰原因は資材価格高騰や人件費上昇が原因だと書かれていました。町の予算や決算に関わる議員として、この130億円以上もの増額が入札公示5月というときにいきなり報道で知るということは、これはあってはならないことだと思います。この事業費増額について詳しくお答えください。

九十九里町の負担増についてお伺いします。

九十九里町負担分は15%で、新規事業費 8 億4,800万円の増額になっています。また、旧処理施設の解体費用は14億円と聞いておりますが、その費用はどのようになっているのかお答えください。

ごみ処理施設の建設事業費が130億円も増額しましたが、計画の見直しなどは考えているのでしょうか、お答えください。

子育て支援制度、支援策について伺います。

子育て支援制度の充実について伺います。

子供にとってかけがえのない大切な学校給食、小学校、中学校とも給食を無償化にしている自治体が254に広がっていることが赤旗新聞の調べで分かりました。調査によれば、小・中学校とも給食費が無償の自治体が254、小学校のみが6、中学校のみが11でした。青森市や山口県岩国市など、大きな自治体も無償、東京都葛飾区や千葉県市川市などでは来年度から無償です。少しでも保護者の負担を減らそうと半額補助や、また、第3子から無償、中学3年のみ無償など、一部無償の自治体が多数ありました。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の拡充で創設された、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分などを活用し、期限限定で実施する自治体も今広がっています。一部補助ではなく無償に、恒久的な制度として実施をなど、充実を求める運動も広がっています。こうした声に応え、臨時交付金による期間限定ではなく来年度も継続をすると表明した自治体もあります。中学校で無償の群馬県太田市では来年度から小学校も無償になるなど、対象の拡大がどんどん進んでいます。

例えば近隣自治体、多古町の子育て支援制度は、子育てにやさしい3つの「0」を掲げています。待機児童ゼロ。こども園、小・中学校の子供たちの給食費はゼロ円。また、給食費実質無償化、大学生まで医療費ゼロ、第1子、第2子のお子さんが生まれた御家庭には10万円の応援の給付金支給、また、第3子以降に生まれた家庭には100万円相当の出産、入学祝い金が支給されます。多古町はそれ以外にも子ども・子育て支援策があります。

伺います。学校給食の完全無償化について伺います。小・中学校とも給食を無償化にしている自治体が、今2017年度の76市町村から、昨年12月時点では254自治体へと、5年で3倍に広がっています。学校での無償化について町の考えを聞かせてください。

子ども医療費無料化について伺います。

現在の医療保険は、かかった医療費の3割、小学校入学前は2割を、患者、家族が窓口で支払います。子育て世代にとって軽い負担ではありません。生活困窮世帯には受診の大きな

妨げにもなります。子供は病気やけがが多く、重症リスクも高いため、早期の診断と治療が大切です。発熱しても手元にお金がなくて病院に行けない状況は、病状を悪化させる原因にもなります。ぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子供のいる家庭には長い期間の負担となります。お金の心配をせず受診ができる仕組みが今必要とされています。

厚生労働省によれば、中学校卒業まで通院を無料、助成する自治体は2011年では全市区町村の39.8%でした。それが21年には95.0%に広がりました。高校卒業またはそれ以上を通院で見ると、11年には全市区町村の2.2%だった無料化助成の自治体が21年には47.2%と拡大されました。

しかし、問題は自治体ごとの負担の違いが残されていることです。医療費の無料化は子ども・子育て政策の中でも命と健康に関わる重要な課題です。九十九里町では高校卒業まで医療費の助成がされていますが、窓口負担が300円となっています。保険証だけ持っていけば医者にかかる、若い子育て世代が安心して子供を病院に連れていくことができる窓口無料化について、町のお考えを聞かせてください。

チャイルドシートの助成についてお伺いいたします。

6歳児未満の乳幼児を車に乗せるときはチャイルドシート着用が義務づけられています（道路交通法第71条の3第3項）、警察庁の調査によると、チャイルドシート不使用の場合と使用した場合の子供の致死率は13倍となっているようです。

しかし、チャイルドシートは子供の体に適したサイズや機能があり、その成長によって買換えが必要です。子育ての家庭にとっては負担が大きいです。子供の安全を考え、チャイルドシートの使用を徹底し、子ども・子育ての支援をするための補助制度を設けている自治体もあります。補助内容として、チャイルドシート購入費助成金あるいはチャイルドシート無料貸出し支援、また、チャイルドシートレンタル補助費用などです。九十九里町の少子化対策として取り組んでいただきたいと思います。町の見解をお答えください。

次は、5歳児健診の実施についてお伺いいたします。

厚生労働省は、軽度の発達障害について、実証的実験を行い、5歳児健診についても検討を行いました。5歳児健診についていえば、小・中学校で把握されている軽度の発達障害のほとんどを発見できる可能性を示唆しています。これらの児童の半数以上が3歳児健診では問題なしと判定されていて、適性発見時は5歳と考えられています。5歳児健診に取り組んでいる自治体は、5歳を迎える全世帯に発達への偏りのチェックリストを送ったりしています。

また、希望者は医師の診断を受けることができます。5歳児健診は、学習障害、多動性障

害などの発達障害の早期発見に効果を上げています。

お伺いします。九十九里町においても5歳児健診に取り組む必要があると思いますが、町の見解をお答えください。

以上です。再質問は自席で行います。

○議 長（古川 徹君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、子育て支援制度の充実についての1点目、学校給食費の完全無償化についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願います。

初めに、地域公共交通の実施についての御質問にお答えします。

1点目の地域公共交通計画の進捗状況についての御質問ですが、現在地域公共交通会議において計画策定の支援業務を委託する事業者の選定を行っております。事業者が選定され次第、年度内の策定に向け計画的に事業を進めてまいります。

2点目の国庫補助金や過疎債についての御質問ですが、地域公共交通会議において地域公共交通計画の策定に際し国庫補助金を活用しているところです。

また、今後の公共交通対策事業につきましても、計画に基づき国庫補助金などの財源を活用しながら、効果的かつ効率的で持続可能な公共交通の構築を進めてまいりたいと考えております。

3点目のアンケート調査の対象についての御質問ですが、公共交通における本町の現状や移動ニーズについて調査・分析を行うことを目的に、夏頃に15歳以上の町民3,000人を対象としたアンケート調査の実施を予定しております。

また、高速バス、路線バス利用者の乗降場所や利用目的、利用頻度などのニーズを把握するため、別途、公共交通利用者アンケート調査の実施を予定しております。

いずれにしましても、幅広い対象にアンケート調査を実施しながら、計画に生かしてまいります。

4点目の住民への周知方法についての御質問ですが、地域公共交通計画策定後の住民への周知方法につきましては、町ホームページ及び町広報紙への掲載を予定しております。

次に、新ごみ処理施設計画についての御質問にお答えします。

1点目の事業費の増額についての御質問ですが、概算事業費の積算につきましては、プラ

ントメーカーからの見積りを基に、他団体の最新の事例や昨今の急激な物価高騰による建設コストの上昇を見込んだもので、これにより昨年3月に策定した基本設計から117億円の増額、内訳は建設費が74億円、20年間の運営費が43億円の増額となっております。

2点目の九十九里町の負担額はとの御質問ですが、構成市町の負担については、旧施設の解体費を含めた施設整備費が国からの交付金や地方債を除いた一般財源分と、地方債の償還経費分で190億9,200万円、これに運営費が年間8億1,100万円となります。これを基に本町の負担割合がおおむね15%を見込んでおりますので、施設整備費分で31億9,200万円、運営費が年間1億2,500万円となります。

3点目の計画の見直しについて町の対応はの御質問ですが、現在のごみ処理施設につきましては地元関係区との協定により、令和9年度までを稼働期間と定めており、同様に焼却炉につきましても、令和9年度で30年を迎える状況にあります。

さらに、新ごみ処理施設につきましては、既に用地取得やアクセス道路の整備が進められており、これらを考慮すると現在の計画を大幅に変更することは困難であると考えております。

こういった中で、清掃組合では本事業に係る課題を整理するとともに、事業費の精査を行っておりますので、今後の状況に注視しているところでございます。

次に、子育て支援制度の充実についての御質問にお答えします。

2点目の子ども医療費自己負担についての御質問ですが、本町では18歳までの子供に対し医療費を助成しております。助成の内容は世帯の課税状況に応じて自己負担なし、または300円を自己負担とするというものです。なお本年8月診療分から県の助成範囲が拡充されることから、本町としましてもさらなる子育て支援制度の充実が図れるよう、助成範囲の拡充を検討してまいります。

3点目のチャイルドシート購入費補助についての御質問ですが、道路交通法により6歳未満の乳幼児に使用が義務づけられてから20年以上が経過しております。この間、保護者の子供への安全対策意識は十分浸透していると考えておりますので、新たな子育て支援としての購入費補助の検討はしておりません。

4点目の5歳児健診町独自の実施についての御質問ですが、学齢期における発育や発達に支援を要する幼児を早期に発見し、就学前に適切な支援策を講じることで就学をスムーズに迎える体制を整えることを目的として、5歳児健診を実施している自治体があることは承知しております。

町では、母子保健法に基づき、1歳6か月児及び3歳児を対象として健康診査を実施しておりますが、その他の年齢の乳幼児に対しては、乳幼児相談や発達相談の場を通じて保健師などによる個別面談を実施し、必要な支援につなぐ取組を行っております。引き続き子育て世代に寄り添い、多様なニーズに即した効果的な支援が可能となるよう、町として柔軟な対応に努めてまいります。

以上で谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは子育て支援制度の充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の学校給食費の完全無償化についての御質問ですが、昨年度1月より物価高騰による子育て世帯への経済的負担の支援策として、多子世帯の第3子以降を県の補助を受けながら学校給食費の無償化を開始しており、本年度も継続して実施しております。

また、経済的理由により給食費の負担が困難な世帯の援助として、要保護世帯については無償、準要保護世帯については就学援助により一部負担となっております。

学校給食は教育の一環ではありますが、給食を提供するための施設及び設備に要する経費や調理員の人件費、光熱水費等は学校の設置者として町が負担しており、食材に係る費用については、学校給食費として給食を受ける児童・生徒の保護者に負担していただくことを基本としております。完全無償化につきましては今後の課題として調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で谷川優子の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 公共交通の進捗状況について再質問をさせていただきます。

関係者とのいろいろな調整もあると思うんですけども、一日も早く計画が策定されるようにまず要望したいと思います。

また、計画には今後町が取り組む公共交通政策が盛り込まれると思いますが、新たな施策はいつ頃開始されるのでしょうか。お答えください。

○議長（古川 徹君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

現在進めております地域公共交通計画の策定を通じまして、関係者の合意形成を図り、本

町の実情に合いました公共交通対策を計画的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

現時点では事業内容が決定をしているものではございませんが、国庫補助金などの活用を通じまして一般財源からの支出を可能な限り抑えつつ、早ければ令和7年度から公共交通対策事業を実施することができればというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 国庫補助金や過疎債についての再質問を行います。

国は地域公共交通確保維持事業で、路線バスに対して補助メニューなどを行っているようですが、内容として本町で運行しているバス路線、あるいは補助対象になっている路線について伺います。

○議長（古川 徹君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

地域をつなぎます基幹交通であります路線バスにつきましては、住民生活にとって欠くことのできない重要な公共交通でございます。その一方、地方を中心に経営が困難になっている路線が多数ございます。

この維持確保を図るための国の支援策といたしまして、地域公共交通維持確保事業の補助メニューの一つといたしまして、地域間基幹系統確保維持国庫補助金がございます。補助金の対象につきましては路線バスの運行事業者でございますが、路線ごとに複数市町村にまたがることや、1日当たりの計画運行回数が3回以上であること、あるいは1日当たりの輸送量が15人から150人の間であることなど、一定の要件が設けられておりまして、これを満たした場合に赤字額に対して2分の1の補助が行われることとなっております。

本町で運行されています路線におきましては、九十九里鉄道に運行していただいております片貝循環豊海線と、小湊鉄道が運行いたします大網サンライズ九十九里線の2路線が補助対象路線となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これは再々質問でお伺いしますが、そういったバス路線が今後九十九里町の公共事業の中でどのような役割というか、それをお答えいただきたいと思

ます。

○議長（古川 徹君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

近隣の各市町村で行われています公共交通施策につきましては、いずれの施策につきましても市町村の中の移動をかなえるための施策となつてございます。

一方、路線バスにつきましては、市町村をまたがって運行すること、町の町外に出る際の交通の要として維持をしていくことが非常に重要であるというふうに考えております。本町におきましても今後の公共交通政策を考えるに当たりましては、基幹バス路線の維持にかなうような町独自の施策を考えていくこと、これが非常に重要というふうに考えておりますので、公共交通会議の中において十分に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いずれにしても、この公共交通、要するに住民の足を大分住民の皆さんは本当に困って待たれているので、一日も早い開始をお願いいたします。

このアンケート調査の対象についてなんですけれども、先ほど町長の答弁をいただいたんですけれども、若い世代の方も対象にされているようなので、回答率を上げるための手法として、ただアンケートだけじゃなくてどういった、町は例えばQRコード、ウェブアンケートなども考えているのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、今回のアンケート調査につきましては15歳以上の幅広い世代を対象に実施をすることを想定してございます。本町の実情に即しました公共交通対策を検討するに当たりましても、幅広い世代の方から一人でも多くの町民の皆様の御意見をお伺いすること、これが非常に重要だというふうに考えてございます。公共交通会議におきましてアンケートの内容を検討する際には、議員御提案のウェブによるアンケート調査も含め十分に検討を実施したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 住民への周知に関しては再質問はいたしませんけれども、高齢者が大体対象になっていると思うんですね。ぜひ高齢者の方が納得できる、周知できるような、

そういった周知方法をやってください。

次は、ごみ処理に関しての再質問を行います。

事業費の増額に対しての再質問を行います。これは、質問通告では1と2で出してあるんですけども、関連質問なので一緒に質問させていただきます。

ごみ処理施設がこれだけ高騰すると町はいつ頃知らされたのか。また、見積書の精査などどのようにされたのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 初めに新ごみ処理施設の高騰をいつ頃知ったのかという御質問にお答えをさせていただきます。

この処理施設の建設につきましては、基本設計でお示しをしたスケジュールに沿って事業を計画的に進めているところでございますが、昨今の急激な物価、それから人件費の高騰を受けまして、改めて令和4年10月から令和5年の2月末を見積り期限としてプラントメーカーに対し見積りの徴収を行い事業費の精査をしたところ、大幅に事業費が増加するという事になったために、本年4月に組合の全員協議会、それから構成市町の全員協議会において説明を行ってきたところでございます。

次に、提出された見積りの精査の方法でございますが、初めに見積りの積算根拠となります設計図書から組合の要求する施設の仕様であるとかサービスの水準を満足しているか等の確認を行いまして、その後に金額の妥当性を検証するために、他団体の類似事例を参考に落札額に物価高騰率を乗じまして、施設の規模で除することでt当たりの単価を算出をし、この単価に近い見積りを妥当性のあるものとして判断したということでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 事業費の増額に対して再々質問をさせていただきます。

これは入札が2者だけのようなんですけれども、これでは入札のまさに有名無実化というか、そういったきちんとしたものがされないんじゃないか。調べると結構過去に大きな談合に関わっているようなところもあるようなんですけれども、それに対してこの2者しか入札がないということをお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午後 1時30分）

○議長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時31分）

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 2者しかないというのを詳しくお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 清掃組合が計画しておりますし、新処理施設の処理能力、それから運営方式等々の類似事業の実績を要するプラントメーカー6者の選定をまずいたしまして、そこに対し見積りを依頼したところ、3者から見積りの提出がございました。これらを参考に比較することとしておりましたが、そのうちの1者につきましては詳細な内容であるとか、基礎となります図面の提出がされておらず、金額の妥当性が確認できなかったということで、採用できる見積りが2者となったものでございます。

見積りの積算につきましてですが、これは多くの労力であるとか多額の経費が必要となりますので、プラントメーカーといたしましては入札の案件に参加するかどうかを見極めながら検討をすることとなりますので、ごみ処理施設の入札につきましては他の公共工事と比較して参加者が少ない傾向にあるということでございます。

しかしながら、一方で議員御指摘のとおり競争性を確保するということは大変重要なことでございますので、組合では実績要件を緩和することで応札可能な事業者の増加を図ることとございました。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 計画の見直しについては、先ほど町長答弁があったので再質問はいたしませんけれども、これはもう少し慎重にきちっと進めていただきたいと思います。皆さんの税金で行うことですから。

次に、子育て支援制度について再質問を行わせていただきます。

施設整備や人件費、光熱水道費は町負担で、食材費用は保護者負担という経費の負担区分を明らかにしたものであって、例えば保護者の負担の現状から見て自治体に給食の補助を禁止したものではないと、そのように国会では給食費の無償化についてはそういった回答がされています。

2018年12月6日、吉良よし子参議院議員に国会論戦の中で、文部科学大臣がこういった回答をされています。自治体が全額補助をすることを否定するものではない。教育長は学校給食は教育の一環であるということをおっしゃっていただきましたけれども、憲法第26条の義務教育は、これは無償となっています。お伺いしますが、自治体の判断で無償化ができるということによろしいのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

学校給食法の第11条において、学校給食の運営に関する経費について設置者の負担、また保護者の負担を規定しておりますが、議員さん今おっしゃられたとおり、平成30年度に参議院文教科学委員会で、当時の文部科学大臣が学校給食法第11条の規定は、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、地方自治体はその判断によって全額を補助することを否定するものではないという答弁がございました。よって議員おっしゃるとおり、自治体の判断で無償化できるものと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そこがやっぱり大事だと思うんですね。子どもの権利には、子供には学び成長する権利があると書かれています。しかし、経済的にも能力的にも子供自身には自分でその権利を充足することはできません。その権利は私たち社会全体で保障するものがあります。その一つの形が憲法で示しました無償の義務教育であり、政府も給食費だけではなく教材費も無償の対象と今考えているようです。町への給食無償化と国へのまた給食無償化の要望を強く求めるべきだと思いますけれども、町の見解は。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

給食費の無償化につきましては、町単独での実施については令和5年度試算で年間3,500万円と大幅に負担が増え、大変厳しいと考えておるところでございます。町教育委員会として、千葉県教育委員会へ今年度も重点要望として、給食費について子育て支援の保護者負担の軽減を図るため、給食費無償化等に取り組む自治体への新たな支援の在り方を早期に定めるとともに、国に無償化による新たな補助制度の創設を働きかけてきたところでございます。

また、政府が3月末に公表いたしました異次元の少子化対策の具体策をまとめましたたたき台では、給食実施率や保護者負担軽減等の実態を把握しつつ、問題の整理を行うと明記さ

れていることから、今後国の動向にも注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次は、子ども医療費の無料化についてお伺いいたします。

現在九十九里町では、高校3年まで医療費助成を行われています。助成対象の所得制限はされているのか、また、窓口無料化をした場合の町の持ち出し、今結局もしこの施策をやるとしたら、町だけの持ち出しになると思うんですけれども、町の財源はどのぐらいなのかお答えください。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えします。

助成対象の所得制限はされているのかという御質問でございますが、本町では助成対象の所得制限につきましては設けておりません。

また、医療費の個人負担を無料にした場合は、町の負担額としては300万円程度が見込まれます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 金銭的にも窓口無料、負担をなくせる助成金額ですね、300万円だと。少子化で子供の対象の数も少ない。だからこそ取り組みやすい施策でもあると思うんです。本来、国が少子化対策として取り組むべき課題ではあると思います。

しかし、町としても国に要望することも大事なんですけれども、子供の窓口負担を、自治体として金額的に決して取り組めない財源じゃないので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

次は、チャイルドシートの再質問を行います。

近隣自治体では、今、多古町が行っております。調査・研究をして、九十九里町も少子化対策として子ども・子育ての支援をぜひやってほしいと思うんですけれども、町の見解はどうなんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えいたします。

子ども・子育て支援としての町の見解をという御質問でございますが、多古町の状況等を調査・研究いたしまして、子ども・子育て支援としてとても有効であるか等を検討してまい

りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今言ったように、多古町も人数的にも財政的にも九十九里とそんなに変わらないと思うんですよ、人口の数も。だとしたら、なぜ多古町でできているのに九十九里町でできないのか、ここが問題だと思うんですよね。ですから、調査・研究して、ぜひ実現をしてください。

最後に、5歳児健診の再質問を行わせていただきます。

先ほど町長からお答えいただいたように、母子保健法に基づいた健診が今九十九里町では行われていることは分かります。しかし、5歳児健診によって早期に発見し、より効果を上げている、そういった見解が厚生労働省のほうでは出ています。町長が答えていただいた、先ほど多様なニーズに即した効果的な支援が可能となるような対応に努めていくという、この長いけれども、よく読んでみると何が言いたいのかよく分からないんですけれども、この多様なニーズの中にそういったことが入っているかどうか。ぜひお答えください。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

5歳児健診につきましては、3歳児健診後、就学時健診までに子供の発達の程度を見る公的な健診がないことなどから、3歳児以降の発育、発達障害の発見、また、把握に有用との報告もありますので、今後実施体制や方法等について調査・研究し、先ほど多様なニーズとありましたが、そういったいろいろなニーズにも検討をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 5歳児健診の目的というのは、早期健診で早く発見をし、軽症のうちに対応ができるようにということで、5歳児健診、これも多古町ではもう実施されているんです。ですから、よその自治体のことだからということではなくて、多分先ほども言ったように、九十九里町と多古町、そんなに規模が変わらないと思うんですよね、人口と財政も。ですから、お金を基金にためることだけじゃなくて、きちっと住民のために使っていただきたいことを最後をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

(午後 1時43分)

○議長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時43分)

◎日程第6 休会の件

○議長（古川 徹君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

6月5日は議案調査のため休会としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、6月5日は休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

6月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時44分

令和5年第2回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月6日（火曜日）

令和5年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月6日（火）午前9時34分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 5号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第10 議案第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第11 報告第 1号 令和4年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第 2号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第 3号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第 4号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 請願第 2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に

関する請願書

追加日程第1 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議第 2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について

日程第17 陳情第 1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書

日程第18 議会改革推進特別委員会最終報告について

日程第19 病院運営改革特別委員会最終報告について

追加日程第2 議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）

追加日程第3 議案第11号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

出席議員（13名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏑田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	教育長	藤代賢司君
総務課長	篠崎英行君	企画政策課長	羽斗伸一君
財政課長	鈴木桂君	税務課長	川島常嗣君
住民課長	鶴澤康子君	健康福祉課長	鶴岡正美君
社会福祉課長	古川紀行君	農林水産課長	篠崎肇君
商工観光課長	古関保君	まちづくり課長	作田延保君
会計管理者	小森克彦君	ガス課長	山口義則君
教育委員会 事務局長	鏑田貴賜君	教育委員会 事務局主幹	足立康幸君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木原隆行君 書記 鈴木克奈君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時34分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

去る5月29日に、千葉県町村議会議長会会長より、議会議員として多年にわたり地方自治の振興、発展に寄与した功績により、内山菊敏君、浅岡厚君、中村義則君、私、古川徹が表彰されました。

次に、文教民生常任委員会委員長より委員会審査報告の提出があり、これを受理いたしました。

また、議会改革推進特別委員会及び病院運営改革特別委員会の各委員長より、九十九里町議会会議規則第77条の規定により報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（古川 徹君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(古川 徹君) 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（古川 徹君） 日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません、1つだけ聞かせてください。

この交付についてなんですが、マイナンバー制度を利用して交付されるのか、それが全員なのか、利用率とか分かれば教えてください。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えします。

マイナンバーカードを使っての給付は、この中では行わない予定となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(古川 徹君) 日程第5、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第5号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)

○議長(古川 徹君) 日程第6、議案第5号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第7、議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 谷川です。ちょっとお伺いします。

この議案第6号の一部を改正する条例の制定なんですけれども、賦課限度額の引上げになっていると思うんですけれども、これまで、賦課限度額の引上げが今まで何度か行われてきたんですけれども、結局全体的な水準は引き上がっていて国保税の負担が増えているというのが現状なんです。

それで、今回のこの条例改正によって、負担がどの所得階層の人が、どのくらい増えているのかお答えください。

○議長（古川 徹君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

課税限度額を2万円引き上げることで、6世帯20名が対象となります。

また、減額の対象となる所得基準額において、5割軽減の金額を28万5,000円から29万円に引き上げることで、4世帯7名、2割軽減の金額を52万から53万円に引き上げることで、16世帯34名が軽減の対象となります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 低所得者の軽減階層が増えるということは、いいことなんでしょうけれども、今、可処分所得そのものがやはり減って行って、年金そのもの比較的に高い年金をもらっている人の中でも、結構年金が減らされていて、こういった課税額が大分重たくなると思うんですよね。

そういった中で、ぜひ若者世代を中心に貧困も大分広がっているの、その可処分世帯が減っているというところで、引上げには十分に配慮をお願いします。終わります。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号 財産の取得について

○議長(古川 徹君) 日程第8、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 財産の取得についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(古川 徹君) 日程第9、議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第8号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価員については、地方税法第404条の規定により、固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することと定められております。

また、同条の規定に固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちからと規定されていることから、本町では、従前から税務課長の職にある者を選任しております。

このたびの令和5年4月1日付人事異動において、税務課長に任命した川島常嗣課長を、固定資産評価員に選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案の同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は同意することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて

○議長（古川 徹君） 日程第10、議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき
議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第9号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意
を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の並木千明
氏が令和5年6月13日をもって任期満了となりますので、新たに南部雄一氏を固定資産評価
審査委員会委員として選任するものでございます。

南部氏は、本町職員として長年勤務され、税業務も経験しており、固定資産に関する知識
が豊富であります。

また、地域の実情にも詳しく、地域住民からの人望も厚い人格者であり、固定資産評価委
員審査委員会委員として適任でありますので、選任するに当たり、地方税法第423条第3項
の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は10時36分です。

(午前10時26分)

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

◎日程第11 報告第1号 令和4年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

○議長(古川 徹君) 日程第11、報告第1号 令和4年度九十九里町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について趣旨説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(趣旨説明)

○議長(古川 徹君) 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第12 報告第2号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告について

○議長(古川 徹君) 日程第12、報告第2号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第2号について趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鶴岡正美君。

(趣旨説明)

○議長(古川 徹君) 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第13 報告第3号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（古川 徹君） 日程第13、報告第3号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第3号について趣旨説明を求めます。

農林水産課長、篠崎肇君。

（趣旨説明）

○議長（古川 徹君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第14 報告第4号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（古川 徹君） 日程第14、報告第4号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第4号について趣旨説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

（趣旨説明）

○議長（古川 徹君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第15 議員派遣の件

○議長（古川 徹君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第1項の規定により、御手元に配付いたしました文書のとおり、議員派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、配付した文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま決定した派遣内容について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

◎日程第16 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○議長（古川 徹君） 日程第16、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを一括議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

（文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（善塔道代君） 善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、両請願を採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（古川 徹君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各請願ごとに行います。

請願第1号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第2号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時47分)

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時47分)

◎日程の追加

○議長(古川 徹君) お諮りいたします。

ただいま善塔道代君外6名から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議を配付します。

(発議配付)

○議長(古川 徹君) 配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長(古川 徹君) 配付漏れなしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、一括議題としたいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として一括議題とする
ことに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書につ
いて
発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書
について

○議長(古川 徹君) 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関す
る意見書について及び発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書につ
いてを一括議題といたします。

発議第1号及び発議第2号について、順次趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

(文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(善塔道代君) 初めに、発議第1号について説明させてい
たきます。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第
2項の規定により提出いたします。

令和5年6月6日。

九十九里町議会議長、古川徹様。

提出者、九十九里町議会議員、善塔道代。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じ
く、谷川優子、同じく、内山菊敏、同じく、古川徹、同じく、中村義則、同じく、小川浩安。
別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願います。

次に、発議第2号について説明いたします。

発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願についても毎年提出されておりますので、意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和5年6月6日。

九十九里町議会議長、古川徹様。

提出者、九十九里町議会議員、善塔道代。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じく、谷川優子、同じく、内山菊敏、同じく、古川徹、同じく、中村義則、同じく、小川浩安。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 発議第1号及び発議第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

採決は各発議ごとに行います。

発議第1号の採決をいたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号の採決をいたします。

発議第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 陳情第1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳

情書

○議長（古川 徹君） 日程第17、陳情第1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

（文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（善塔道代君） 善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました、加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（古川 徹君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情への賛成討論を行います。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、他の人との会話を困難にし、それによる鬱や認知症につながる可能性が指摘されています。聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにする補聴器は高額で保険適用とはならないため、日本では他の国と比べても極端に使用率が低いのが現状です。高齢者の社会参加を促し、心身ともに健康で過ごせるよう、補聴器購入の補助制度の創設がぜひ必要です。

また、同様の陳情、請願は今まで何度も提出しましたが、加齢性難聴の深刻さが理解できていないと考えざるを得ません。加齢性難聴は大勢の高齢者が抱える問題であり、早期診断、補聴器の早期着用が日常生活の質の向上につながります。

また、購入しても使いづらいために、調整やトレーニングの必要性があり、補聴器の効果が実感できない現実もあります。そのために、聞こえの相談窓口の要望を私たちは行いました。

欧米では、補聴器販売業者に専門的知識を持つ国家資格を義務づけており、難聴者が補聴器を購入する場合、医師の診断、あるいは有資格者による聴力検査やフィッティング調整が徹底されています。そのため、補聴器保持者の満足度は8割にも上っています。ところが日本では、この仕組みが確立されていないため、満足度は4割にも満たない状況です。

補聴器は片耳で5万円から30万円、平均で15万円と大変高額です。年金暮らしの高齢者にとって購入をためらうことは当然のことです。ヨーロッパの多くの国は、補聴器の購入費補助があるため、個人負担はないか、あっても少額です。そのため、日本の難聴者に対する補聴器所有率14%に対して、ヨーロッパでは40%から50%になっています。

今、全国でも補聴器購入助成を行う自治体が増えています。現在、補聴器が必要な方の障害手帳による障害福祉サービスを受けられるのは、障害手帳保持者、あるいは高度、重度の難聴者であり、ごく一部の難聴者です。補聴器を必要とする一般的な加齢性難聴者は対象になりません。

日本補聴器工業会の調査によりますと、補聴器は生活の質向上に寄与し、大変よい影響を与えている。特に安心感、会話のしやすさ、自分自身の気持ち、自信あるいは精神力、気力、社会的活動など、多くの改善が見られると述べ、補聴器使用者の87%が生活の質の改善に役立っていると答えております。

こうした請願や陳情は、地域住民の要求を実現するための重要な権利の一つです。議会は住民の代表機関として民意を広く反映させる。また、請願とは、憲法第16条に規定された国民の権利として、公の機関に要件を述べる行為であります。住民からの請願や陳情は住民の思いです。

以上、請願、陳情への賛同を呼びかけ、賛成討論といたします。

○議長（古川 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（古川 徹君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第18 議員改革推進特別委員会最終報告について

○議長（古川 徹君） 日程第18、議会改革推進特別委員会最終報告についてを議題といたします。

議会改革推進特別委員会に付託中の案件について、九十九里町議会会議規則第77条の規定により、報告書が提出されました。

議会改革推進特別委員会委員長の報告を求めます。

議会改革推進特別委員会委員長、善塔道代君。

（議会改革推進特別委員会委員長 善塔道代君 登壇）

○議会改革推進特別委員会委員長（善塔道代君） 善塔です。

議長のお許しをいただきましたので、議会改革推進特別委員会における検討結果について、九十九里町議会会議規則第77条の規定により最終報告をさせていただきます。

御手元に配付いたしました九十九里町議会議会改革推進特別委員会最終報告書を御覧ください。

1ページから3ページ上段は、当委員会の設置目的や開催状況の報告でございます。

3ページ上段から4ページ中段は、当委員会が取り組んだ事項の報告であります。

5ページから最終報告をまとめさせていただきましたので、概要を報告させていただきます。

当委員会は設置以来、議会改革についての協議を重ねてきました。令和2年度においては、九十九里町議会災害対策会議設置要綱及び九十九里町議会災害対応マニュアルが制定されました。

また、そのほかにも様々な検討事項があり、協議してきましたが、結論に至っていないも

のも多く、今後の検討課題であると考えます。

本議会においては、人口減少やそれに伴う歳入減に対し、学校施設や公共施設等の老朽化対策に係る経費は増加傾向にあり、町の財政状況もさらに非常に厳しい状況となることが考えられ、町民の代表である議員の果たすべき役割や責任は、ますます増大していくものと思われま

す。今回の議会改革推進特別委員会で議論されたことが今後引き継がれ、町政の発展に寄与することを願い、最終報告といたします。

令和5年6月6日。

九十九里町議会議会改革推進特別委員会委員長、善塔道代。

九十九里町議会議長、古川徹様。

以上です。

○議長（古川 徹君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第19 病院運営改革特別委員会最終報告について

○議長（古川 徹君） 日程第19、病院運営改革特別委員会最終報告についてを議題といたします。

病院運営改革特別委員会に付託中の案件について、九十九里町議会議規則第77条の規定により、報告書が提出されました。

病院運営改革特別委員会委員長の報告を求めます。

病院運営改革特別委員会委員長、中村義則君。

（病院運営改革特別委員会委員長 中村義則君 登壇）

○病院運営改革特別委員会委員長（中村義則君） 中村です。

議長のお許しをいただきましたので、九十九里町議会議規則第77条の規定により、病院運営改革特別委員会の最終報告をさせていただきます。

なお、本特別委員会には議員全員が出席されており、特別委員会の内容は皆さん御承知かと思っておりますので、簡潔に報告させていただきます。

御手元に配付いたしました九十九里町議会病院運営改革特別委員会最終報告書を御覧ください。

1ページ目を御覧ください。

特別委員会の設置の目的、委員数、設置期間を掲載しております。

また、2ページから4ページにかけての表につきましては、委員会の開催状況について掲載しております。

4ページから22ページにかけて委員会の概要について、23ページには最終報告をまとめさせていただいたので、概要を報告させていただきます。

今回の東千葉メディカルセンターに関わる問題につきましては、皆さんが御承知のとおり、「東千葉メディカルセンターに蔓延る横領組織の実態について」と題する告発文がSNSに掲載されたことに端を発し、特別委員会を設置いたしました。

この報告を受けて、第三者委員会を設置し調査した結果、法人から関係職員の懲戒処分等の報告が行われました。第三者委員会の調査報告、法人による関係職員の処分など、一定の結果は示されましたが、その後、新たな告発があり、法人や顧問弁護士による調査が行われ、法人からは、告訴、告発すべき事案の存在が認められた場合にはそれに対応していくとの報告もあり、これまでに告発文に関わると考察される複数人が逮捕されました。議会特別委員会として、町当局及び法人に対し真相の究明を追求したことにより、一定の効果が図られたものであると考えております。

今後、法人に対し、是正、改善が確実に行われていくか、議会とし監視を続けることで適正で安定した病院運営が実現することを願い、最終報告といたします。

令和5年6月6日。

九十九里町議会病院運営改革特別委員会委員長、中村義則。

九十九里町議会議長、古川徹様。

以上です。

○議長（古川 徹君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

暫時休憩します。

(午前11時09分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま、町長、大矢吉明君より、議案第10号 令和5年度九十九

里町一般会計補正予算（第4号）及び議案第11号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（古川 徹君） 配付漏れはございませんか。

（発言する者なし）

○議長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第10号及び議案第11号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）

○議長（古川 徹君） 追加日程第2、議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

事業内容の御説明ありがとうございました。その中で歳出、3款民生費、6款商工費ということですが、6款商工費のほうについて質問をさせていただきます。

事業内容としては、エネルギー高騰価格の影響を受ける町民の生活支援、それから、地域内消費ということで、町内事業者の経営支援ということで、町民にとっても町内事業者にとっても恩恵を受けるということで、一石二鳥の歓迎すべき事業かなとは思いますが。

ただ、先ほどの御説明で、町民1人ずつに配る商品券については、券面金額1人当たり5,000円というふうに御説明いただきましたが、この券面金額については一般的に考えれば事業の性格からいって大きければ大きいほど、それは事業の効果は大きいということになるかもしれませんが、新聞によりますと、お隣の東金市でも本町と同じ5,000円、ただ神崎町は1万円、それから横芝光町は3,000円、また、今日の新聞によると、富里市は1人当たり2,000円ということではらつきがあるわけですが、これはぜひ素人ながら、国庫支出金の各事業に充てる配分の関係かな、財源の問題かなとは思いますが、本町においてその辺の券面金額についての検討の経過というか、5,000円にした理由について御説明いただければと思います。

○議長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

担当課としましては、地方臨時交付金の予算の範囲内ということで、その辺も考慮しながら金額の設定をしたということでございます。

また、前回の同様に行いました地域商品券、こちらについても前回の執行率のほうは96.5%と非常に高い数字があったことから、この金額に設定しております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 今の御説明で、臨時交付金の範囲内というようなお答えをいただいたような気がしますが、今回、ここでいくと、国庫支出金5,800万、それから歳入で見ると、財政調整基金の取崩しで2,300万ということなんですが、仮に財政調整基金を取り崩さないで国庫支出金、臨時交付金だけでやると、簡単な計算でいくと1人当たり4,000円なのかなと。そこで4,000円なのか5,000円なのか、その辺の議論が果たしてあったのかどうか、単に切りよく5,000円にしちゃおうと、そのために、財調を崩そうということなのか、失礼な言い方かもしれませんが、その辺の議論があったのかどうか、御説明いただけると。

○議長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） すみません、内部で協議した結果、少しでも多く町民の方に使っていただくような形で、今回5,000円ということで設定させていただきました。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 分かりました。

何か重箱の隅をつつくような聞き方で大変申し訳ないんですが、券面額については限られた条件の中で最大限の効果を得るということで、今回の5,000円にしたということで理解させていただきました。

ただ、財政調整基金を取り崩すということについて若干思いがありまして、財政調整基金をいざというときに積み立ててあるわけですから、それを使うことは何ら問題ないわけです。ちょっと話がずれるわけじゃないんですが、先ほど議案第5号で、財政調整基金を使った事業で、この中では作田の農林振興センターの解体撤去工事、これに960万を充てると、これなんかは財調の取崩しは当然だと思います。

ただ、その上に、一方で、民生費で過年度の国庫補助金、負担金、これが事業が確定したことによって精算のために国へ1,700万円返さなくちゃいけないということで、また本町では、先々、庁舎の建設、あるいは新ごみ処理施設でも構成市町村として負担増が懸念されるという中で、果たして財調については、前年度末でたしか20億あったと思います、予算書を見ると。20億あるから、潤沢なのでということだと思うんですが、お願いというか、私の個人的な要望なんですが、ぜひ太っ腹過ぎないように今後ひとつお願いしたいと。

以上です。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 細かいことですが、今の商工費の件で一つお伺いいたします。

地域内プリペイドカードのようなものを検討されたかどうか。この地域のプリペイドは繰り返し使えるとか金額に制限がないとか、また、その後、自分で入金すれば町内のお店に使えるとか、そういうメリットがあるように思うんですけれども、その辺、検討されたかどうかだけお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

プリペイドカード式については検討はしておりません。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 大多喜町で採用になっていると思うんですけれども、大変メリットがあるようなので、調査・研究をお願いしていただけたらと思いました。

よろしくお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。

すみません、2つだけ。商品券なんですけれども、交付の方法、配布の方法をどのように考えているのか。それと、これは町民全員ということなんですけれども、当然、ゼロ歳児、生まれたばかりの子供も対象になると思いますけれども、基準日はいつまでを対象にするのか、その辺検討されているか教えてください。

○議 長（古川 徹君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

配布につきましては簡易書留で郵送する予定です。

また、基準日については6月1日、こちらのほうを基準日にしております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

6月1日を基準で、それ以降に生まれた子は対象にならないということですか、分かりました。

○議 長（古川 徹君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第11号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(古川 徹君) 追加日程第3、議案第11号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内山菊敏君の退場を求めます。

(9番 内山菊敏君 退席)

○議長(古川 徹君) 議案第11号について提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 議案第11号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、議会選出監査委員の古川明氏が御逝去されたことに伴い、後任として内山菊敏氏を選任するものでございます。

内山氏は、長年議会議員として活躍され、議長の経験もあり、監査委員として適任でありますので、選任に当たり地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は同意することに決定いたしました。

内山菊敏君の入場を許します。

(9番 内山菊敏君 着席)

◎閉会の宣告

○議長(古川 徹君) 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 古 川 徹

署 名 人 浅 岡 厚

署 名 人 谷 川 優 子